

第 25 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 4 年 8 月 25 日（木）午前 9 時 38 分から 11 時 10 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子		
会長職務代理者	1 1 番	西田 三郎		
農業委員	1 番	高田 真盛	2 番	牛野 進一郎
	3 番	久保田 力雄	5 番	小山 幸良
	6 番	寺内 秀昭	7 番	河野 律雄
	8 番	古市 道則	9 番	中畠 一三
	1 0 番	中之藪 堅二郎		

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	崎田 善昭	ロ.	向井 克巳
ハ.	中峯 哲義	二.	片板 大作
ホ.	原田 晃生		

4. 欠席委員

農業委員	4 番	砂坂 浩一郎
------	-----	--------

農地利用最適化推進委員（順不同）

へ.	中園 廣行	ト.	小脇 尚武
チ.	雨田 俊孝		

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による令和 4 年度第 25 号農用地利用集積計画書（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 5 号 第 2 条第 1 項の規定にある農地に該当しないことの判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農地振興係長 山田 直樹
農地振興係 日高 美保
農地集積支援員 牛野 学

7. 会議の概要

- 事務局 開会前に、「欠席の届」が出ておりますので報告します。
議席番号4番 砂坂浩一郎委員。
農地利用最適化推進委員の中園廣行推進委員、小脇尚武推進委員、雨田俊孝推進委員です。
本日の総会は、南種子町農業委員会会議規則第6条の規定により成立していることを報告いたします。
- 議長 ただいまから、第25回 農業委員会定例総会を開会いたします。
議長 日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号7番 河野律雄委員、8番 古市道則委員を指名します。
- 議長 議長 日程第2、(議案協議) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和4年度第25号農用地利用集積計画書(案)に対する意見決定について、を議題にします。
事務局 それでは、事務局より議案第1号の説明をお願いいたします。事務局。資料は、2ページをお開きください。
議長 議案第1号は農用地利用集積計画(案)の承認について、令和4年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画(農地中間管理権3件)を定めたので承認を求めるものです。
議長 資料は、4ページをお開きください。
議長 整理番号1番、西之表市〇〇××番地 A・80歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端備考欄のBが耕作者となっております。土地の所在は〇〇字△△××番と〇〇字△△××番、地目は畑、面積は2筆合計●●㎡。さとうきびを耕作します。賃借料は10アール当り〇万円の口座振込みとなっております。
議長 図面は5・6ページに添付しております。
議長 整理番号2番、〇〇××番地 C・75歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端備考欄のDが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、地目は畑、面積は●●㎡で安納芋を耕作します。賃借料は〇〇円です。
議長 図面は7ページに添付しております。

整理番号3番、鹿児島市〇〇××番地 E・74歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社を通じ、右端備考欄のFが耕作者です。土地の所在は〇〇字△△××番、他2筆、地目は畑、面積は3筆合計で●●m²、牧草を耕作します。賃借料は〇〇円です。

図面は8・9ページに添付しております。

農地中間管理権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積計画(案)について承認を求めます。説明を終わります。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：G、譲受人：Hを議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第2号の説明をお願いいたします。事務局。資料は、10ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について、審査を求めるもので、所有権の移転が1件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、大阪市〇〇区〇〇番××号 G。

譲受人が、南種子町〇〇××番地 Hです。

土地の所在が、〇〇字△△××番。地目は田、地積は●●m²。

所有権移転で、売買及び経営拡大によるものです。

その他 同字××番を含み、2筆の地積合計が●●m²となります。

この件につきましては、11ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は13ページから添付しています。

以上、この件につきましては、8月12日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いい

たします。

整理番号1番 11番委員。

11番委員

ご説明申し上げます。GさんとHさんの売買による3条申請ということになります。Gさんは元々〇〇出身でございます。Hさんも〇〇出身ということでございますが、この土地についてはHさんが既に3年以上耕作しているということでございます。それ以前はIさん、亡くなれましたが、その方が耕作していました。Iさんからの紹介でHさんが耕作する形になりました。GさんとHさんは面識がないということでございます。ただいまGさんが共有の財産整理をしている段階のようで、Gさんからの申し出で購入することにしましたということでございます。価格が〇〇万円、面積が●●㎡ということになっているんですが、これは台帳面積ですので、地籍がまだ終わってない段階で、実測面積は分からないということです。現地を見る限り、●●㎡を超えるくらいかなという感じを私は受けました。ただこれから地籍が入ればはっきり面積が分かってくると思います。

Hさんは今後も農業を継続される方でありますので、彼の経営に問題はないかと思えます。以上でございます。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請人：Jを議題にします。資料は追加資料になります。

事務局 それでは事務局より議案第3号の説明をお願いいたします。事務局。
追加資料の1ページをお開きください。

議案第3号は、農地法第4条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が1件です。それでは資料を読み上げます。

整理番号1番。申請人が、中種子町〇〇××番地 J。

土地の所在は、〇〇字△△××番の一部。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

工事計画は、令和4年9月から令和5年3月までの7ヶ月間。

転用目的としましては進入路です。

資金は、〇〇円。理由として、敷砂利舗装は、共有者と共同で行うが、
造成費用については、他の共有者2名が負担するためです。

面積につきましては、土地造成 所要面積●●㎡です。

転用事由の詳細としまして、

「隣接地××番への進入路として利用するため、敷砂利舗装を計画予定。」とのことです。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1)造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。

(2)それに伴う被害防除策として、進入路に敷砂利舗装をするため、敷砂利が農地へ流出しないよう留意します。

(3)用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外、都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」であり、許可基準は「500m以内農地」に該当すると思われま

す。参考資料は追加資料の2ページから添付しています。

なお、この件につきましては、8月12日の現地調査において申請内容等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第3号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、譲渡人：K、譲受人：L 他4件を議題にします。

事務局 それでは事務局より議案第4号の説明をお願いいたします。事務局。
資料18ページをお開きください。
議案第4号は、農地法第5条の規定による許可申請について審査を求め
るもので、転用申請が4件です。
整理番号1番から、資料を読み上げます。
整理番号1番。譲受人が南種子町〇〇××番地 L。
譲渡人が南種子町〇〇××番地 K。
土地の所在は〇〇字△△××番の一部。
登記・現況地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。
転用計画としまして、地目を宅地に変更。
工事計画は、令和4年9月から令和5年3月までの7ヶ月。
資金は、造成費〇〇万円、建築費として居宅〇〇万円・車庫〇〇万円の
合計〇〇万円で、資金内訳は、全額融資となっております。
転用目的としましては一般住宅・車庫です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのことです。

一般住宅の面積基準が500㎡を超えていますが、公道から住宅敷地への通路が必要なことから理由書を添付しての申請です。理由書については、資料の24ページ・25ページに添付しておりますので、お目通しください。

周囲の状況につきましては、西側に農道、北・東側に宅地及び譲渡人所有の農地、南側に農地となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1)造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。

(2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。

今回申請している進入路は、譲渡人が残った農地の耕作用通路として利用したい意向があり、譲受人も了承しております。転用する宅地との間に進入路があることで農地への被害防除対策となっています。

(3)周辺農地に対しての支障対策として緑地、緩衝地を幅9.81m程度設ける。

(4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「その他の農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は19ページから添付しています。

整理番号2番。譲受人が南種子町〇〇××番地 M。

譲渡人が中種子町〇〇××番地 J。

土地の所在は〇〇字△△××番の一部。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡のうち500㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、令和4年9月から令和5年3月までの7ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、建築費として居宅兼店舗〇〇万円・物置〇〇万円の合計〇〇万円で、資金内訳は、全額融資となっています。

転用目的としましては一般住宅兼店舗・物置です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も産まれ手狭になってきた為、また現在隣接地を借地して経営している美容室もあわせて建築する為、当該地を申請するものです。」とのことです。

住宅敷地までの進入路が必要ですが、別途5条申請が共同で申請されているため進入路は含まれていません。

周囲の状況につきましては、北側に譲渡人所有の農地、東側に原野、西側に農地、南側に町道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1)造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策として緑地・緩衝地を設ける。(幅 21.7 m程度)
- (4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「500m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は30ページから添付しています。

整理番号3番。譲受人が南種子町〇〇××番地 N。

譲渡人が中種子町〇〇×× J。

土地の所在は〇〇字△△××番の一部。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡のうち500㎡です。

転用計画としまして、地目を宅地に変更。

工事計画は、令和4年9月から令和5年3月までの7ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇万円、造成費〇〇万円、建築費として居宅〇〇万円・車庫〇〇万円の合計〇〇万円で、資金内訳は、全額融資となっております。

転用目的としましては一般住宅・車庫です。

転用事由の詳細としまして「現在借家住まいで子供も成長し手狭になってきた為、当該地を申請するものです。」とのことです。

住宅敷地までの進入路が必要ですが、別途5条申請が共同で申請されているため進入路は含まれていません。

周囲の状況につきましては、北側・南側に譲渡人所有の農地、東側に原野、西側に農地となっております。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

- (1)造成計画が、盛土・切土を最高0.5m行う。
- (2)それに伴う被害防除策として、緩衝地を設ける。
- (3)周辺農地に対しての支障対策として緑地・緩衝地を設ける。(幅 0.44 m程度)
- (4)用排水計画として、用水は公共上水道、雨水は自然流下、汚水処理及び生活雑排水は合併浄化槽で処理することとなっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「500m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は40ページから添付しています。

整理番号4番。譲受人が南種子町〇〇××番地 M。

南種子町〇〇××番地 Nの共同申請です。

譲渡人が中種子町〇〇××番地 J。

土地の所在は〇〇字△△××番の一部。

登記・現況地目は畑。地積は●●㎡のうち●●㎡です。

転用計画としまして、地目を道路に変更。

工事計画は、令和4年9月から令和5年3月までの7ヶ月。

資金は、土地取得費〇〇円、造成費〇〇万円、合計〇〇万円で、資金内訳は、全額融資となっています。

転用目的としましては進入路です。

転用事由の詳細としまして「隣接する建物敷地当該地への進入路として申請するものです。」とのことです。

事業計画書については、資料の52ページになります。

周囲の状況につきましては、北側に譲渡人所有の農地、東側に別申請の譲受人の建物敷地、西側に農地、南側に町道となっています。

隣接地等に対する被害防除施設の概要としまして

(1)造成計画が、盛土・切土を最高0.3m行う。

(2)それに伴う被害防除策として、敷砂利が農地へ流出しないよう留意する。

(3)用排水計画として、雨水は自然流下となっております。

なお、申請地は農用地区域外及び都市計画区域内で、農地区分は「第2種農地」の「500m以内農地」に該当し、所有権移転によるものです。

参考資料は48ページから添付しています。

この4件につきましては、8月12日の現地調査において申請内容等について確認をしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号1番から4番まで、10番委員。

10番委員 整理番号1番のLさんとKさんは親子関係であります。今回Lさんは父親から土地を譲り受けて、家を造りたいということで、5条申請を出しております。Lさんは〇〇業を営んでおります。

今回新しく家を造りたいとのことで、申請面積を広く設けておりますが、本人がユニック車等で帰ることがある為とのことです。

残りの土地については、Oさんに貸しているということだったんですけど、今年は芋の苗が駄目になって作れなかった。来年は作れるのではないかという話でありました。

それから整理番号2番・3番。譲受人のMさんとNさんは義兄弟でありまして、奥さん同士が姉妹であります。Jさんはご姉妹のお母さんの妹でありまして、そちらの土地を有償で譲ってもらい、今回家を造りたいとい

うことでした。Mさんは〇〇の〇〇、Nさんは〇〇の〇〇に勤めております。

整理番号4番の5条申請は、NさんとMさんが家を造るための進入路として別に協力したいということで、共有地として共同で申請をしております。以上です。

議長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。
(「はい。」の声あり)

議長 11番委員 はい、11番委員。
議案第3号で4条申請、議案第4号整理番号4番で5条申請ということで、4条・5条申請を同時に出すということがよく分かりません。それから整理番号1番、資料の航空写真を見る限り、資料28ページですが、白線で囲んである土地全体がKさんの土地であります。家を実際に建てるのはこの黒線の囲みに建てるということのようですが、何故わざわざ進入路が必要なのがちょっと分からないので、質問をしてみました。

議長 事務局 はい、事務局。
11番委員の質問にお答えします。まず1つ目の質問で、同じ進入路で4条申請と5条申請を起しているのは何故かということによろしいですか。今回この進入路について、本来であれば、住宅を建てる方が自身で進入路を申請されるのですが、今回については農地に行くまでの通路を含めた全部の敷地、●●㎡に対して3分の1ずつの権利を持ちたいということで、今回全部の面積の持ち分を3分の1にするための申請ということで、権利を3人で等分して、住宅を建てられる方は進入路になるので、転用5条の申請手続きとなります。残りの農地の方は本来であれば、農地に行く道になりますので転用不要です。今回は宅地に行く道と農地に行く道と区別しないで、両方で使うということで4条申請が必要となったので、急遽追加で出していただいたということになります。これで回答としてよろしいでしょうか。

11番委員 理由は分かりました。ただ実際に登記をするということではどうなりますか。

事務局 持ち分3分の1ということでの申請になるかと思いますが、登記の詳細に関しては分かりかねます。

続いて質問2番目の整理番号1番のLさんの件になります。資料28ページの写真についてはおっしゃるとおり、白い囲みの部分に関しては、全体のKさんの農地になります。白い囲みが〇〇字△△××番になります。その部分で黒く囲っている部分が居宅と車庫部分の面積です。点線で示している部分が進入路になります。何故わざわざ進入路が必要なのかというご質問ですが、この件に関しては、現地調査の折に室内協議等行いましたが

まとまらず、農地部会を開かせていただいて、そこでも「検討」と出ました。それを含めてLさんの方にもこの進入路が実際本当に必要なのかどうかということをもう一度確認し、確認した上で理由書が付いていますが、資料の24ページと25ページです。この中に進入路が必要な理由、敷地500㎡を超える理由を皆さんが分かりやすいように書いてくださいとお願いした結果、こういう形で提出されてきましたので、どうしてその面積が必要なのか、進入路について内容を見ていただき、審議していただければと思います。進入路を入れる理由としましては、西側に農道が通っていますが、そちらからの進入路にしては、高低差があるので入れないということで、ちょっと回りますけれども、点線のところから入って利用するということです。倉庫が南の方にあるために、進入路が設定されているということです。後は資料の21ページを見ていただくと、居宅の前には進入路との間に植樹をするということを聞いております。その際に、ユニック車を持ってきた場合に、こういった形で進入し、どこで展開するかということが書いてある図なので、これも参考にさせていただいて、審議をしていただければと思います。回答はこれでよろしいでしょうか。

11番委員
議長

はい。分かりました。

他にございませんか。

(「はい。」の声あり)

議長
7番委員

はい、7番委員。

一部分の●●㎡についての説明していただきましたけど、一般住宅は500㎡という一定の決まりがあるんですけど、以前、〇〇のPさんの住宅については500㎡のラインがあって、結論が、最終的には一般住宅ではなくて、農業用住宅として理由を付けて許可になった経緯があります。今回のLさんの●●㎡について根拠の説明がありましたけど、固守する内容はあるんですかね。やはり減らして検討する話とか進入路の話とか説明ありましたけれどね。建物自体の500㎡を守るように設計変更はできないのですかね。

事務局

質問にお答えします。資料28ページの航空写真を見ていただきたいんですが、居宅部分について、当初の計画では500㎡で収まっていました。それというのが北側の方に飛び出ている部分があるんですが、当初は居宅部分に入っていませんでした。農地部会等で農地をできるだけ残さず、できないかという相談をさせていただいた結果、一般住宅に関しては500㎡、概ね1割を超えてもいいということで、●●㎡までなら大丈夫という判断で、残して荒らすよりは農地を含めての居宅部分としての申請をしたということです。500㎡を超えた部分については理由があります。ですが、この進入路に関しては色々協議も行った結果、本人の希望によりどうしてもこの状態でということでしたので、色々こちらからも相談はしましたが、最終的にこの状態でお願ひしますということでした。

議 長
7 番委員

はい、ありがとうございます。

個人的な見解ですが、この場所についてはこれから新興住宅化がすすむと思う。500 m²を超えたのは分かったが、家が建つのはプラスだと思う。この件はOKなのかなと思う。

議 長
11 番委員
議 長
事 務 局

はい、ありがとうございます。

他にございませんか。11 番委員。

農地部会の結論は出たんですか。

はい、事務局。

農地部会での意見をまとめてQさんの方に要望を出しました。この件に関してLさんの5条申請については、500 m²を超える理由と進入路については、提出されている理由書ではあまり必要性を感じられないので、納得できる理由書を提出してくださいということと、農地が最初残っていましたので、小さい農地が、その農地が残らないように検討してくださいということもお伝えしています。回答として、進入路については、変更なしという理由書が新しく提出されたので、その理由書のとおりです。農地が残らないようにとお伝えした件では、先ほど申し上げたように農地が居宅に残らないようにはしています。

MさんとNさんの進入路の5条申請については、最初はMさんとNさんの居宅に行くまでの進入路を2メートル、2メートルで申請で検討できないかということをお伝えしましたが、これはできないという回答でした。MさんとNさんの共同申請で進入路を4メートル取っておくのは検討できないかということもお伝えしましたが、それもできないということでしたので、今回はJさんの4条申請と、Mさん・Nさんの共同申請で5条申請を出していただくという結果になりました。

議 長
11 番委員
議 長
1 番委員

よろしいですか。

はい。

他にございませんか。はい、1 番委員。

確認の意味で2点。Nさん、MさんとJさん関係ですが、先ほど議案第3号で4条許可を出しました。●●m²の敷砂利舗装することでの許可を出しています。5条申請で同じ面積で2名の方から、持分ということは判るのですが●●m²の申請が出ています。2メートル、2メートルで大丈夫なのだけど6メートルということで申請が出ています。4条許可して更に5条許可申請をし、同じ委員会で通すというのは、整合性がはっきりしないので、許可は問題ないということですか。

それともう1点、Lさん関係で、12日の現地調査と農地部会の両方に出させて貰ったのですが、転用箇所等の内容が変わっているので確認します。29ページの図面でいいのですが、進入路については、Rさん側の取り付けは、疑問はないのですが、ただ、住宅の前の道の部分。先程の説明では、耕作用道路としても利用したい。下側の畑のことでしょうけれども。

図面では、現地は無いのですが、大きな公衆用道路が在ります。現況は畑のままではあるのですが、在ります。それが在るのにさらに耕作用道路が必要なかどうか。

幸いにも狭小農地が残るということで転用をかけるので、現地からいうと町道側と住宅を建てる側を2メートル離さないといけないということがあるので、2メートルと住宅を農地側にちょっと2メートル位ずらせば十分な車庫に行ける進入路が保てるなという疑問もあるのですが。狭小地が転用されたので、裏から回って車庫で十分作業ができるのではないかと、疑問も有ります。

敢えて住宅の前に4メートルの部分を作らなくても良いのではと思います。それが、耕作用の為という説明もあったので。

全体的には問題ないと思います。本人の意向も含めて質問します。

事務局

お答えします。まず1つ目の進入路の4条申請・5条申請について一緒に行った件についてですが、この件については、初めてのケースで事務局としてもどうすればいいのかと思っていたので、県農村振興課に相談をしました。あまりないケースのようで、最終的に指導いただいたのが、この進入路を3人で転用するのであれば、3人で転用して、畑に行く道、それから家に行く道、そして区分しないで使う進入路であれば、きちんとそれぞれ4条申請、5条申請をした方がいいでしょうという回答でした。ただ、農地に行く道、家に行く道、それぞれ分けるのであれば、5条申請の共同申請だけで済みますが、その4条申請をしないと道幅が2メートルから4メートルと不揃いになります。分かりやすく言えば5条申請の進入路を共同でされている方が6メートルの道幅で全部の進入路を申請したとして、許可されたとしたらその所有権は3分の1にはならなくて許可自体はNさんとMさんに許可が出る状態となり、今度は農地に行く道が無くなってしまうので、まずそこは懸念される場所なので、今回4条・5条に分けた理由というのはどうやって使うかによるということ、同時にできるということでしたので、それで4条申請を提出していただいたということです。

続いて、Lさんの進入路についての件なんですけど、農地部会の方でも耕作のための道路というのは理由にならないと本人さんにお伝えしました。それも再度、会の後、本人さんもいらしてそこでも話をしたんですけど、その通させようとしての通路ではないとおっしゃっていたんですけど、理由書をいただくと言っていたという状態で、こちらからも一度こうしたらどうですかというのはお話ししたんですけど、最終的には本人さんがこういう理由ですと出されてきたので、それも含めて考えていただければと思います。居宅位置を下げて、進入路を下げるという話もいたしました。28 ページの航空写真なんですけど、ここの進入路が少し居宅側に来ると、

ゆくゆくは隣の土地が利用し難くなるということで、場所ははずせないということでした。よろしいですか。

議長　　よろしいですか。はい、9番委員。

9番委員　　Lさんの件ですけれども、前回私たちが農地部会で話した進入路の幅員に関する理由書の内容が異なってきた部分が出てきていると思います。読みますと災害時には避難路、救急車の乗り入れ、消防活動の空間として重要な役割があるということで許可してくださいということだと思います。前はなかった「救急車」が入ってきたのは何故か。どこからかの見解が見られるので、そういうことですか。

議長　　はい、事務局。

事務局　　お答えします。理由書が変更になっているものに関しては、農業委員会等で要望を伝えた際、会に出席された時に理由書が納得いかないものなので、もう少し詳しく書いてくださいということでお話ししました。それを考えた上での理由書が返ってきました。伝える時には救急車とかこういったものは聞いておりませんでした。提出された際は修正の上追加されて返ってきました。多分委員さんが納得のいく理由ということで考えられたものだと思います。

議長　　それでよろしいですか。他にございませんか。
(「はい。」の声あり)

議長　　はい、11番委員。

11番委員　　懇談を提案します。

議長　　はい、要望にお応えして懇談に入ります。

議長　　懇談を解きます。質疑はございませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議長　　異議がないようですので、議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。賛成多数により、原案のとおり決定します。

議案第4号については、原案のとおり決定いたしました。

議長　　議案第5号　農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断について、対象地：〇〇△△地内　5筆、〇〇△△地内　2筆を議題にします。

事務局　　それでは事務局より議案第5号の説明をお願いいたします。事務局。

事務局　　議案第5号は、農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しないことの判断についてです。

資料56ページをお開きください。

次の土地は、現地調査の結果農地法第2条第1項の規定にある農地に該当しない旨の決定をしたいので、議決を求めるものです。

整理番号1番、台帳所有者が熊毛郡南種子町〇〇××番地 S。

土地の所在は、南種子町〇〇字△△××番、地目は畑、地積は●●㎡です。他、畑が4筆、田が2筆で、合計7筆の地積合計は●●㎡になります。参考資料として57ページから現地調査資料を添付しております。

この7筆につきましては、利用状況調査の結果から再生困難な農地と判断し、既に原野・山林化の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であると判断できる土地であります。

この件につきましては、8月12日の現地調査において、会長・農地部長・月担当委員、事務局で現地確認をしております。以上で説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。
質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。
議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、本日の総会の議案事項の全てを終了いたします。